

平成28年11月25日千葉県知事裁決

裁 決

松戸市XXXX

審査請求人 X

処分庁

松戸市福祉事務所長

審査請求人(以下「請求人」という。)が平成28年2月9日付でした審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が請求人に対して行い、平成27年12月16日付け松楯一第360号で通知した、一時扶助申請却下決定を取り消す。

事 案 の 概 要

本件審査請求は、請求人が、処分庁に対し入院時に使用した「バスジャマ代」について一時扶助申請を行なったところ、処分庁が「臨時的な特別な需要」があったとは認められないことを理由として、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24第9項が準用する同条第3項の規定によ

る一時扶助申請却下決定(平成27年12月16日付け松楯一第360号(以下「本件通知書」という。))で請求人に通知したところ、請求人が、これを不服として、その取消しを求めた事案である。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求の趣旨
本件処分の取消しを求めると解される。

(2) 請求の理由

医療入院は緊急に必要であり、しかも、自宅にあるバスジャマ様の被服は病院での使用はできないものであった。請求人の入院時のバスジャマ代は「臨時的な特別な需要」であり、一時扶助として支給されるべきである。入院は、平成27年3月17日から22日までのA病院の入院(以下「最初の入院」という。)、同年8月11日から同年9月12日までのB病院の入院(以下「2回目入院」という。)、最初の入院と併せて「本件各入院」というのである。本件処分は最初の入院のときのリースバスジャマ代(以下「本件バスジャマ代

1」という。))と2回目の入院のときのリースバスジャマ代(以下「本件バスジャマ代2」という。))を併せて「本件バスジャマ代」という。))について、それぞれ、臨時的な特別な需要があったとは判断できないとして、申請を却下している。

しかし、その内容は矛盾しており、到底納得できないものである。

以下、「臨時的な特別な需要」又は入院して医療を受けるに当たって生じた「特別な需要」である旨を詳しく述べる。

A 最初の入院のときのリースバスジャマ(以下「本件バスジャマ1」という。))について

A病院については、本件処分は「バスジャマはリースか自分で持参するか選択権がある」が、請求人の場合は「救急で運ばれたため、感染対策のため病院指定の病衣を着ていただいた」として、他の選択肢がなかったことを認めないが、「臨時的な特別な需要はなかった」と結論している。これは根本的矛盾の一つである。

最初の入院は急なことであり、請求人の身体も急を要した。したがって自分でバスジャマを持参することはできなかった。

救急車で運ばれたこと、つまり急な事案であったことは病院の記録からも、また本人である請求人の専断説明からも自明である。

すなわち、請求人の胃腸は既に昨年頃から現れており、何度も医師の介入の必要性、救急車を呼ぶべきなのかと感じながらも、救急が呼ばれた際の受診に過去に何回か嫌な経験があるために控えていたところ、救急車を呼んでみると胃腸と感じていた症状が実は腸の問題であったこと、A病院に運ばれたときは当初胃腸炎ですぐ手術などと言われて担当医が外科医となったことなどからもわかるように、早急に医療介入が必要であったことは否定できない。しかし、救急車で搬送されても、当の請求人は入院を覚悟していたわけではない。過去にも、胃腸等の症状で救急車を呼んで受診した後、入院しないで手当てだけを受けて帰宅したことは何度もある。

病院が「救急で運ばれたため、感染対策として病院指定の病衣を着ていただいた」と言っていることは、請求人の陳述と全く矛盾しないだけでなく、救急入院であったから病院指定の本件バスジャマ1にすぐ着替えさせたことに

変わりはない。本件通知書に「手術の際に使用するような特殊な衣類ではなく、一般的なバスジャマと同等なもの」と書いていることは、却下の理由とならない。

手術の際に患者が着る特殊な衣類などは、請求人も思っていないし、主張もしていない。病棟で請求人が出会った患者は同じ型のバスジャマを着たばかりであった。いわゆる前開きの前開きのもので、人によっては両袖のものやが透うだけであった。また、ごく当初は胃腸炎で手術も必要かとされたが、手術は行われていない。手術時の患者のまとうものは、バスジャマと似ていない。

手術時用のまとうものでないからといって、特別な需要がないという論は成り立たない。なお、ここで、本件通知書は、「特別な需要」とか「臨時的な特別な需要」と言わずに「特殊な需要」と表現しているが、論をすり替える可能性があることも、指摘しておく。

以上要するに、第一に「一般的な」バスジャマであるかどうかよりも、患者の請求人が搬送されて準備なしに緊急に入院することとなったという緊急性が大事である。第二に、請求人が「バス

ジャマ」を洗濯したり自宅と病院とを自由に往來して自宅に着ている衣を取りに行ったりすることからできるような清潔な病衣ではなかったことが重要である。第三に、自宅には入院にふさわしいバスジャマは無いということが重要である。自宅でも就寝時に何らかの着衣をしているが、日頃自宅で前開きのバスジャマは使用していない。△△病のため、そもそも前開きボタン留めの衣服は全く使用しない。上着はシャツとスウェット、上下はそろっていない古着でもあり、入院時の着衣にふさわしいものではない。一人暮らしの自宅では、それで用が足りているが、入院にふさわしくないものである。第四に、前述のとおり、救急車を呼んで受診しても、入院になると考えていたわけではない。ただ、専門医に診てもらい、助けてもらえたらという趣旨であった。つまり、準備できないことであった。第五に、いわゆる「お仕着せ」の着衣を好むものではなく、本件バスジャマ1を利用することにより、請求人自身は一切、興味や喜びを感じたものではないことも、申し添える。

イ 2回目の入院のときのリースバスジャマ(以下「本件バスジャマ2」とい

い、本件バスジャマ1と併せて「本件各バスジャマ」という。))について

本件通知書は、この費用が臨時的な需要でないと判断するに、以下を挙げている。

第一に、2回目の入院は救急で決定してないこと。第二に、病院指定か持参かを選択することができた。第三に、バスジャマは日常的に使用するものであること。

しかし、第一の緊急性については、平成27年8月11日にB病院の消化器外科外来を初めて受診して、そこで初めて即座に△△病であると断定的に言われ、同日13日に入院して手術するよう強く勧められたのである。驚愕しながら、翌日は病気の状態で大わらわの入院準備であった。30日間ほどの入院手術に必要全ての必要物をそろえることは到底不可能であった。この状況は常識でも理解できるはずである。いやしくも、単独暮らしの病人の状態を知る者ならば、

まさに緊急性があつたものであり、需要は臨時的であった。

第二に、病院指定か持参かを選択することができたという点については、一般論では、そのとおりであろう入院

中、同じフロアで、病や病状が異なる一人の女性患者が私服を着ているを目撃した。しかし、本件バスジャマ2は、通常のバスジャマの用法とは違っていた。上着が前開きのもので、一日の対価は同一でも、一日3枚まで替えられるというものであった。一日3枚まで替えられるというのが、奇異であつたが、どのみちそんなに着替えなければ、深く考える余裕もなく、リース契約した。しかし、腹部の手術をしてみると、思いがはずし、日に何回も着衣を汚すことが起こり、一日に何回も着替えることになった。手術の傷から腹部の水がしみ出てきて下着からバスジャマの上着まで何度も大きく汚してしまつたり、あるいは排便がうまくコントロールできなくて思いがけない汚し方をしたりしたものだ。消化器外科ならではのバスジャマ使用のようには思わ

れた。これだけの回数と枚数を通常の自前のバスジャマでそろえることは不可能であった。本人は洗濯などできない状態であった。本人に代わって洗濯してくれる家族のサービスもなし。敷布や布団カバーと違って、病院が洗濯してくれるわけでもない。

また、本件ベジヤマ2の上着は、前開きボタンが付いたものだが、先にも述べたように、請求人は裾が不自由なので前開きボタン付きの衣服は日常使用しないので持っていないし、買わない。本件ベジヤマ2は特にボタン穴がきつくて、その意味ではとても使用しにくいものであった。だから、好みで選択するとしたら、こういうベジヤマは選択しないものである。

第三に、病院に着ているようなベジヤマがなかったという件については、最初の入院のときの件のところで述べたように、自宅ではTシャツ型の上着とズボン（ジーンズ）しか着用してはいない。古くて、あちこち縫ひたり、シミがついていたりして、誰の目にも頼れない自宅では差し障りなくとも、病院という「外」では、異様に、他人に不潔感や嫌悪感をもよおさせる可能性が非常に大きいものであった。日本人は、下着や肌着など外から見えないようなところでの不潔感をとても嫌うものだと思う。下着やベジヤマ（寝巻き）にも「よせゆき」というものがあるのである。

通常の衣服に、外出用と自宅での着脱の区別があるのが普通であること

を考へれば、容易に理解できるはずである。これが、健康だけではなく、文化的に重要である。しかし、生活保護の月々の扶助費では、通常の生活に必要なしなない寝巻きのよせゆきまで買わせるまでおくことはできない。

以上、本件通知書が指摘する、第一、第二、第三のどの観点から見て、本件各ベジヤマ代は、入院、手術療養時とは異なる事態に当たつての特別の需要だったのである。

請求人は、本件各入院に際して、本件各ベジヤマに頼らざるを得なかったものである。

本件処分は、このことを理解して実態に即した決定とはなっていないのである。

ウ 本件各入院時には「寝巻又はこれに相当する衣服は使用に堪えない」状態であったことについて

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社務第24号厚生省社会局発通知、以下「局長通知」という。）第7の2(ウ)ア(イ)は、入院時に「寝巻又はこれに相当する衣服が全くないか又は使用に堪えない場合には被服費を一時扶助として出せるとある。この観点からすると、本件

各入院時に請求人が自宅で就寝時になつていた寝巻、すなわち「寝巻に相当する被服」は、病院での使用にたえないものであった。既述のように、病院で使用されるような前開きのものはないだけでなく、古くて、縫ひたり、修繕した後にも更に縫ひたり、目につくところに破れた箇所があつたり、シミがついていたりして、いわばぼろぼろであり、この点からも使用に堪えない状態であった。

先にも述べたとおり、病院は「内」ではなくて「外」として病院内にいる医療スタッフや他の患者、また見舞客といつた多くの人の目にさらされるところであり、社会的文化的な最低限の水準を満たす必要があることを特記するものである。

2 処分庁の弁明

(1) 本件審査請求に係る審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）記載事実の認否

ア 本件審査請求書記載事実のうち、次の事実は認める。

処分庁が、請求人に対し、本件通知書により一時扶助（本件各ベジヤマ代）の却下通知を行ったこと。

平成27年3月17日から22日までA病院に入院していたこと。最初の入院が救急車で搬送され、緊急に決まつたこと。最初の入院の際、感染対策のために病院指定の本件ベジヤマを着る必要があつたこと。

同年8月13日から9月12日までB病院に入院していたこと。

同年11月20日に処分庁の担当者が請求人宅を訪問し、入院や病状について聴取を行ったこと。

同年10月13日に電話聴取した件については、同月14日に聴取したこととして認める。

イ 前記ア以外の事項については、不知。

(2) 本件処分に至るまでの経緯

ア 処分庁は、平成21年1月27日から、請求人に対し、生活保護を開始した。

イ 平成27年3月17日、請求人が、腹痛を訴え救急車を呼び、搬送されたA病院に入院となる。

ウ 平成27年3月23日、請求人が、A病院を退院となる。

エ 平成27年5月25日、請求人から処分庁に、本件ベジヤマ代の請求書が送付され受理する。

オ 請求人より、病院に入院した時点で本件ベジヤマ1を着ることが義務付けられており、普段使用するものではないため、認定してほしいという訴えがある。

カ 処分庁から、本件ベジヤマ代1は入院患者日用品費で支払を行うものであり、別途ベジヤマ代1としては認定することはできない旨伝える。

キ 平成27年8月11日、請求人が、右下腹部腫瘍を自覚し、B病院で診察を受ける。2日後の同月13日から入院することが決定する。

ク 平成27年8月13日、請求人が、B病院に入院する。

ケ 平成27年8月14日（編纂部注：24日の誤記）、請求人が、手術を受ける。

コ 平成27年9月12日、請求人が、B病院を退院する。

サ 平成27年10月14日、請求人から、本件ベジヤマ代2の請求書が送付される。

シ 請求人に電話連絡したところ、毎日交換するベジヤマを自費で支払っていたら生活費が足りなくなつてしまふ。入院中の必要経費として支給されないのはおかしい、今後治療を受ける際に安心して入院ができない、といつ

た訴えがある。局長通知第7の2(ウ)ア(イ)にベジヤマ代1に関する記述があるため、金額でなくとも、この金額だけでも認定すべきだといふ主張がある。

ス 処分庁より、本件ベジヤマ代2は入院患者日用品費に組み込まれており、別途認定は行わないと、最初の入院の際と同様の説明を行う。また、局長通知第7の2(ウ)ア(イ)のベジヤマ代1については、病院でリースされるベジヤマ代ではなく、病院で使用されるベジヤマを購入するための費用と解することができ、金額も生活を圧迫するほどのものではない旨説明する。

セ 平成27年11月20日、処分庁が、請求人の部屋を訪問する。最初の入院や、2回目の入院までの流れ等、これまでの病状の流れの説明を受ける。

ソ 平成27年12月1日、本件ベジヤマ代1の請求書が再送されたため受理する。

タ 平成27年12月16日、処分庁から請求人に、本件各ベジヤマ代について、却下の通知書を送付した。

(3) 本件審査請求に対する意見

ア 本件審査請求の請求人の主張は、本件各ベジヤマ代について、これを法による一時扶助費の対象として

処分庁に支給を求めるものと考えられる。

イ まず、最初の入院のときの寝具については、請求人の主張するように入院が自身の予想していた事態でなかつたとしても、入院先において着用していた寝具は、日常生活において使用する寝具をもつて替えることのできる特別なものではない。請求人は、自身が入院に必要な寝具を所有していたが、たことを主張しているが、請求人は生活保護を受給している以上、かかる寝具は日常生活の経費から支出し、購入すべきものである。

また、寝具に関して、自宅で着用可能なものが、入院中には着用不可能であると請求人は主張するが、このことには理由がなく、本件ベジヤマ1は一時扶助の支給対象たり得るものではない。

ウ 2回目の入院のときの寝具について、請求人は入院が緊急的なものであり、入院に必要なものをそろえることが不可能であつた旨主張するが、請求人の入院日は、自身の入院の必要性の説明を受けた病院の受診日よりも後であり、入院生活を営むための寝具を使用することが不可能であつたとは言

えない。

また、請求人は、入院生活において必要な形状の寝具を所有していないと主張するが、当該寝具が、通常の生活に用いる寝具と比して特別な形状が求められるものではない以上、普段使用する寝具として日常生活から購入すべきものである。

入院に際しては、自宅で着用する寝具は使用できず、「よせゆき」(マ)の下着と寝具が必要であるとの請求人の主張も、請求人の主観の域を出るものではなく、これを肯定する理由はない。

よつて、本件ベジヤマ2は、一時扶助費の支給対象として認められるべきものではない。

以上のことを鑑みれば、本件処分は違法、不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

3 請求人の反論

(1) 前記(3)ア及びイについて

最初の入院のときについて、「入院先において着用していた寝具は、日常生活において使用する寝具をもつて替えることができなかつた特別なものではない」と請求人は生活保護を受給している以

上、かかる費金は日常生活の諸雑費から支出し、購入すべきものである」と主張している。

しかしながら、本件パジャマを「寝具」と表現するのは妥当でない。

ケース記録や弁明書自体が自ら記しているように、本件パジャマは「寝衣」と呼ばれべきである。

局長通知第7の2(5)ア(4)は「一時扶助として『入院時の寝衣代』と記している。弁明書は、病衣をあえて「寝具」と言い換えることにより、これが通常の生活上の支出であると換弁するものである。

病衣であるからこそ病気で治療を受けるとき以外には必要としないものである。通常の睡眠時にまとう被服と同義ではない。別言すれば、通常の睡眠時に病衣すなわち入院治療に必要な被服をまとうていなければならぬというわけではないのである。たまたま、同じタイクの被服を普段から使用している人もあることであろう。だが、それは当り前のこととして要求されることではないのである。

日常生活において、睡眠時にどのような服装(寝まき)を着るのが正常な生活であるのかは、今日一様には

規定できない。

古典的な浴衣型の寝巻を好んで用いる人もあれば、いわゆるスクリン型や、上下が分かれたパジャマ型を好んで用いる人もある。さらに、起きるときに着用する部屋着そのままに寝る人も増えている。

請求人もTシャツのようなものとズボンや部屋着と寝巻きの両方に用いて暮らしている。Tシャツ型の市販のパジャマが適していた時期もあるが、買換えが思うようにいかず、すでに持っていた外出用のTシャツを部屋着におろし、ズボン(近年では本綿主体のレギンス)と組み合わせるスタイルがもっとも多い。他人の目に触れることなく、自分

だけであれば、着衣がぼろぼろになっても、とりあまき用は足りる。使いたらした衣服が肌になじんで、好ましいこともある。

Tシャツとズボン型を部屋着と寝巻きの両方に用いるようになった理由は、既に弁明書請求書で述べてきたことと重複するが、挙げておく。

①△△部(さび)で、手指が不自由なため、前開きまでボタンをはめなければならぬ衣服は着ていない。20年前のパジャマ(口頭意見陳述の際に示した

上下(上着とズボン)で、ピンクのストライプ柄であった。しつかりした生地、本綿に見えた。袖は七分くらいで、ズボンの裾は引きずるなかった。サイズはSである。ズボンはウエストにゴムが入っており、伸縮機能であった。腹の手術は腹腔鏡下で行われた。傷は通常の切開より小さいが下腹部左右と臍(か)ら下に向かう線と臍より上の左右と、合計らが所であった。それでも、このウエストゴムのズボンで傷を刺激することがなかった(ただし、ボタンがきつくと、

手指に力が入れにくい私は、着替えは看護助手さんに手伝ってもらった。)

本件パジャマ(病衣)は、前開きのいわゆる寝巻型の羽織物で、ボタンはなく、紐結びであった。丈は膝下までであった。

いずれの病衣も、診察や、検温や、血圧測定や、採血や、点滴を付けたままの着替えや、トイレに便利であったり、点滴用の留置針のところに当たらないなど、病人の治療に適したものであった。

つまり、形体それ自体よりも、形が意味する機能性に着目して理解するほうがパジャマ(病衣)の選択を理解しやすいと考ええる。弁明書が言う「形状

規定できない。

古典的な浴衣型の寝巻を好んで用いる人もあれば、いわゆるスクリン型や、上下が分かれたパジャマ型を好んで用いる人もある。さらに、起きるときに着用する部屋着そのままに寝る人も増えている。

請求人もTシャツのようなものとズボンや部屋着と寝巻きの両方に用いて暮らしている。Tシャツ型の市販のパジャマが適していた時期もあるが、買換えが思うようにいかず、すでに持っていた外出用のTシャツを部屋着におろし、ズボン(近年では本綿主体のレギンス)と組み合わせるスタイルがもっとも多い。他人の目に触れることなく、自分

だけであれば、着衣がぼろぼろになっても、とりあまき用は足りる。使いたらした衣服が肌になじんで、好ましいこともある。

Tシャツとズボン型を部屋着と寝巻きの両方に用いるようになった理由は、既に弁明書請求書で述べてきたことと重複するが、挙げておく。

①△△部(さび)で、手指が不自由なため、前開きまでボタンをはめなければならぬ衣服は着ていない。20年前のパジャマ(口頭意見陳述の際に示した

上下(上着とズボン)で、ピンクのストライプ柄であった。しつかりした生地、本綿に見えた。袖は七分くらいで、ズボンの裾は引きずるなかった。サイズはSである。ズボンはウエストにゴムが入っており、伸縮機能であった。腹の手術は腹腔鏡下で行われた。傷は通常の切開より小さいが下腹部左右と臍(か)ら下に向かう線と臍より上の左右と、合計らが所であった。それでも、このウエストゴムのズボンで傷を刺激することがなかった(ただし、ボタンがきつくと、

手指に力が入れにくい私は、着替えは看護助手さんに手伝ってもらった。)

本件パジャマ(病衣)は、前開きのいわゆる寝巻型の羽織物で、ボタンはなく、紐結びであった。丈は膝下までであった。

いずれの病衣も、診察や、検温や、血圧測定や、採血や、点滴を付けたままの着替えや、トイレに便利であったり、点滴用の留置針のところに当たらないなど、病人の治療に適したものであった。

つまり、形体それ自体よりも、形が意味する機能性に着目して理解するほうがパジャマ(病衣)の選択を理解しやすいと考ええる。弁明書が言う「形状

規定できない。

古典的な浴衣型の寝巻を好んで用いる人もあれば、いわゆるスクリン型や、上下が分かれたパジャマ型を好んで用いる人もある。さらに、起きるときに着用する部屋着そのままに寝る人も増えている。

請求人もTシャツのようなものとズボンや部屋着と寝巻きの両方に用いて暮らしている。Tシャツ型の市販のパジャマが適していた時期もあるが、買換えが思うようにいかず、すでに持っていた外出用のTシャツを部屋着におろし、ズボン(近年では本綿主体のレギンス)と組み合わせるスタイルがもっとも多い。他人の目に触れることなく、自分

だけであれば、着衣がぼろぼろになっても、とりあまき用は足りる。使いたらした衣服が肌になじんで、好ましいこともある。

Tシャツとズボン型を部屋着と寝巻きの両方に用いるようになった理由は、既に弁明書請求書で述べてきたことと重複するが、挙げておく。

①△△部(さび)で、手指が不自由なため、前開きまでボタンをはめなければならぬ衣服は着ていない。20年前のパジャマ(口頭意見陳述の際に示した

規定できない。

古典的な浴衣型の寝巻を好んで用いる人もあれば、いわゆるスクリン型や、上下が分かれたパジャマ型を好んで用いる人もある。さらに、起きるときに着用する部屋着そのままに寝る人も増えている。

請求人もTシャツのようなものとズボンや部屋着と寝巻きの両方に用いて暮らしている。Tシャツ型の市販のパジャマが適していた時期もあるが、買換えが思うようにいかず、すでに持っていた外出用のTシャツを部屋着におろし、ズボン(近年では本綿主体のレギンス)と組み合わせるスタイルがもっとも多い。他人の目に触れることなく、自分

だけであれば、着衣がぼろぼろになっても、とりあまき用は足りる。使いたらした衣服が肌になじんで、好ましいこともある。

Tシャツとズボン型を部屋着と寝巻きの両方に用いるようになった理由は、既に弁明書請求書で述べてきたことと重複するが、挙げておく。

①△△部(さび)で、手指が不自由なため、前開きまでボタンをはめなければならぬ衣服は着ていない。20年前のパジャマ(口頭意見陳述の際に示した

上下(上着とズボン)で、ピンクのストライプ柄であった。しつかりした生地、本綿に見えた。袖は七分くらいで、ズボンの裾は引きずるなかった。サイズはSである。ズボンはウエストにゴムが入っており、伸縮機能であった。腹の手術は腹腔鏡下で行われた。傷は通常の切開より小さいが下腹部左右と臍(か)ら下に向かう線と臍より上の左右と、合計らが所であった。それでも、このウエストゴムのズボンで傷を刺激することがなかった(ただし、ボタンがきつくと、

手指に力が入れにくい私は、着替えは看護助手さんに手伝ってもらった。)

本件パジャマ(病衣)は、前開きのいわゆる寝巻型の羽織物で、ボタンはなく、紐結びであった。丈は膝下までであった。

いずれの病衣も、診察や、検温や、血圧測定や、採血や、点滴を付けたままの着替えや、トイレに便利であったり、点滴用の留置針のところに当たらないなど、病人の治療に適したものであった。

つまり、形体それ自体よりも、形が意味する機能性に着目して理解するほうがパジャマ(病衣)の選択を理解しやすいと考ええる。弁明書が言う「形状

規定できない。

古典的な浴衣型の寝巻を好んで用いる人もあれば、いわゆるスクリン型や、上下が分かれたパジャマ型を好んで用いる人もある。さらに、起きるときに着用する部屋着そのままに寝る人も増えている。

請求人もTシャツのようなものとズボンや部屋着と寝巻きの両方に用いて暮らしている。Tシャツ型の市販のパジャマが適していた時期もあるが、買換えが思うようにいかず、すでに持っていた外出用のTシャツを部屋着におろし、ズボン(近年では本綿主体のレギンス)と組み合わせるスタイルがもっとも多い。他人の目に触れることなく、自分

だけであれば、着衣がぼろぼろになっても、とりあまき用は足りる。使いたらした衣服が肌になじんで、好ましいこともある。

Tシャツとズボン型を部屋着と寝巻きの両方に用いるようになった理由は、既に弁明書請求書で述べてきたことと重複するが、挙げておく。

規定できない。

古典的な浴衣型の寝巻を好んで用いる人もあれば、いわゆるスクリン型や、上下が分かれたパジャマ型を好んで用いる人もある。さらに、起きるときに着用する部屋着そのままに寝る人も増えている。

請求人もTシャツのようなものとズボンや部屋着と寝巻きの両方に用いて暮らしている。Tシャツ型の市販のパジャマが適していた時期もあるが、買換えが思うようにいかず、すでに持っていた外出用のTシャツを部屋着におろし、ズボン(近年では本綿主体のレギンス)と組み合わせるスタイルがもっとも多い。他人の目に触れることなく、自分

だけであれば、着衣がぼろぼろになっても、とりあまき用は足りる。使いたらした衣服が肌になじんで、好ましいこともある。

Tシャツとズボン型を部屋着と寝巻きの両方に用いるようになった理由は、既に弁明書請求書で述べてきたことと重複するが、挙げておく。

①△△部(さび)で、手指が不自由なため、前開きまでボタンをはめなければならぬ衣服は着ていない。20年前のパジャマ(口頭意見陳述の際に示した

上下(上着とズボン)で、ピンクのストライプ柄であった。しつかりした生地、本綿に見えた。袖は七分くらいで、ズボンの裾は引きずるなかった。サイズはSである。ズボンはウエストにゴムが入っており、伸縮機能であった。腹の手術は腹腔鏡下で行われた。傷は通常の切開より小さいが下腹部左右と臍(か)ら下に向かう線と臍より上の左右と、合計らが所であった。それでも、このウエストゴムのズボンで傷を刺激することがなかった(ただし、ボタンがきつくと、

手指に力が入れにくい私は、着替えは看護助手さんに手伝ってもらった。)

本件パジャマ(病衣)は、前開きのいわゆる寝巻型の羽織物で、ボタンはなく、紐結びであった。丈は膝下までであった。

いずれの病衣も、診察や、検温や、血圧測定や、採血や、点滴を付けたままの着替えや、トイレに便利であったり、点滴用の留置針のところに当たらないなど、病人の治療に適したものであった。

つまり、形体それ自体よりも、形が意味する機能性に着目して理解するほうがパジャマ(病衣)の選択を理解しやすいと考ええる。弁明書が言う「形状

規定できない。

古典的な浴衣型の寝巻を好んで用いる人もあれば、いわゆるスクリン型や、上下が分かれたパジャマ型を好んで用いる人もある。さらに、起きるときに着用する部屋着そのままに寝る人も増えている。

請求人もTシャツのようなものとズボンや部屋着と寝巻きの両方に用いて暮らしている。Tシャツ型の市販のパジャマが適していた時期もあるが、買換えが思うようにいかず、すでに持っていた外出用のTシャツを部屋着におろし、ズボン(近年では本綿主体のレギンス)と組み合わせるスタイルがもっとも多い。他人の目に触れることなく、自分

だけであれば、着衣がぼろぼろになっても、とりあまき用は足りる。使いたらした衣服が肌になじんで、好ましいこともある。

Tシャツとズボン型を部屋着と寝巻きの両方に用いるようになった理由は、既に弁明書請求書で述べてきたことと重複するが、挙げておく。

をせざるを得なかつたものだが、その際、参考文献として「生活保護手帳2015年度版実施要領付き」(中央法規)、「保護の手引き平成27年度版」(第一法規)を購入せざるを得なかつた。添付したアマゾンの注文・納品書のコピーとありである。送料と代引手数料を含めると、6,140円の差弁となつた。

松戸市立図書館から借り、配達してもらえないかと思つたところ、図書館には置いてないとのことであつた(配達については、請求人は既に数年前から、発行不自由者として図書館の配達をしてもらえない者のリストに載せてもらひ、書籍によってはこの制度を利用してゐる)。千葉県立西郡図書館にあることを探さしてもらつたが、貸し出せないとのこと。その図書館まで歩いていくことは困難なので、断念した。

こうした生活保護の運用規則又は運用指針の書については名前には耳にしたことがあるが、見たこともなかつたので、市販の何を購入すればよいのかもわからず、平成28年1月にネット上で、大雑把にまとめて注文するしかなかつた。

これら出版物についての身体的知識がないうえ、ネット上の購入では、請

求人は中身を吟味して選びとる力がなかつた。書店に向ひて、比較検討して吟味の上購入するということではできなかった。そもそも買物が困難であるからである。

担当ケースワーカーからは、本件各ページア代等について平成27年10月に電話で話した折「生活保護実施要綱」は生活保護の仕事を行う職員(公務員)は公費でこうした専門的資料や文庫を毎年支給されているが、少なくとも職場には備へ付けてあるものと思われ、それに対し、保護世帯は生活保護の業務を仕事としているわけではなく、こうした文庫を保護費から購入して備へる義務はなく、きわめて不公平なことである。

しかも、購入した文庫及び資料のうち、本件審査請求のテーマに関連する部分はほんの少ししかなかつた。担当ケースワーカーが、コピーして下さればこと足りたはずである。

なお、最初の入院のときの請求についての説明は、実際には2回目の入院のときの請求とまとめて同月以降に行われている。それまで放置されていたものである。

(7) 弁明書(前記2(1)ア)の記載に照して。

最初の入院のときに「感染症対策のために病院指定の病衣を着る必要があつた」ことを認めている。病院指定のリースパンジャマに着替させられたのが、病院側が言つたとする「感染症対策」であつたとしても、患者が負担せざるを得なかつたことには変わりはない(県や国は感染症対策として入院患者に病院指定の病衣を着せるよう指示はしていないとのこと。感染症1、3類であれば、治療は感染症対策のための公費で開われようが、請求人は場合、そうした感染症ではなかつた。

この緊急時に、病人である被保護者がどうやうに自宅から適切な病衣又はパンジャマを取つてくることができたか、できないことであつたのは、明瞭である。しかも、自宅には、前記の適切なパンジャマ(病衣)が無いのである。

この負担(支出)が臨時的で緊急の特別な需要を随うたためであつたことについては違ひはない。

理由

1 認定事実

- (1) 処分は、平成27年10月27日、請求人(昭和45年6月5日生、単身世帯)に対する法に基づき保護を開始した。
- (2) 請求人は、平成27年3月17日、救急車で搬送され、同日から同月23日まで、A病院に入院(最初の入院)した。
- (3) 請求人は、最初の入院において、本件パンジャマ、タオル及びおしぼりがセフトになつた「A病院入院セフト」を利用して、平成27年5月19日、その料金2,640円(以下本件利用料金1)という)を、株式会社Hに支払つた。
- (4) 請求人は、処分に対し、本件利用料金1に係る領収書を送付(平成27年5月25日届達)して、本件利用料金1の一時扶助を申請した。
- (5) 請求人は、平成27年8月11日、B病院で診察を受けた結果、同月13日から入院することが決定し、同日から同年9月12日まで、同病院に入院(2回目の入院)した。
- (6) 平成27年9月9日付け治療方針説明書(主治医氏名××)には、請求人の病状について「□□部▽病、▽腹壁鏡下□□部切除、▽病の激増に伴う慢性肺病変であり、大動脈等の悪性所見は認められなかつた」と記

載されていた。

(7) 請求人は、2回目の入院において、本件パンジャマ及び寝具を借り、平成27年9月12日その料金(以下本件利用料金2)といひ、本件利用料金1と併せて「本件各利用料金」といひ、8,856円をB病院に支払つた。

(8) 請求人は、処分に対し、本件利用料金2に係る領収書を送付(平成27年10月14日届達)して、本件利用料金2の一時扶助を申請した。

(9) 処分は、平成27年12月16日付で、本件処分をした。

(10) 請求人は、平成28年2月9日付で、本件審査請求をした。

(11) 請求人は、平成28年3月22日、当審査庁に対し、口頭審査陳述をしたが、その際請求人は、次の4組のパンジャマを持参した。

- ア 緑色の異業種のもの(描かれたもので、上下が一揃いになつたもの)
- イ 赤色の花柄のもの(上下が一揃いになつたもの)
- ウ えんじ色の上着
- エ 灰色のタートルネックの上着
- オ 灰色のスクエア素材のズボン
- カ 黒色のズボン

2 法の仕組み

(1) 法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他のあらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要するとして行われ、他の法律に定める扶助は、すべてこの法による保護に優先するが原則である(法第4条第1項及び第2項、補充性の原理)。

また、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品に満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定しており、この基準として、「生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号、以下「保護の基準」といふ)が定められている。

そして、保護の基準別表第1は、第1章で居室又は救護施設等に入院している被保護者の基準生活費を、第3章で入院患者又は介護施設入所者である被保護者の入院患者日用品費を、それぞれ定めるところ、入院患者日用品費は、同表1(2)によれば、病院又は診療所に1か月以上入院するものに支給するとされている。

(2) 前記(1)の基準生活費等の經常的最低生活費について、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発第123号厚生事務次官通知、以下「次官通知」といふ)第7の1は、「要保護者の衣食等月々の經常的な最低生活費のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがつて、被保護者は、經常的最低生活費の範囲において通常消費される生活需要はすべてまかなうべきものである」とする。

(3) また、經常的最低生活費ではまかなえない臨時の最低生活費(一時扶助費)について、次官通知第7の2は、「次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であつて、それらの物資を支給しなければならぬ緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。なお、被保護者の日常の諸費は、本来經常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあつては、十分留意すること。」とし、「特別の需要」について、「出生、入学、入退院による

臨時的な特別需要」を掲げる。

(4) さらに、一時扶助としての被服費について、局長通知第7の2(5)アは、「被保護者が次のいずれかに該当する場合であつて、次官通知第7に定めるところによつて判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲において特別基準の設定があつたものとして被服費を計上して差し支えない」とし、その(ウ)において、「保護開始時及び長期入院、入所後退院、退所した場合において、現に使用する布回数が全くないか又は全く使用に堪えないか、代替のものがなくない場合」を掲げ、また、その(カ)において、「入院を必要とする者が入院し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合」の被服費を「4,000円以内(平成27年12月当時、以下同じ)」としている。

3 おおひめ

(1) 本件各入院は、前記(2)及び(5)のとおり、いずれも1か月以上わたる入院ではないから、入院患者日用品費(保護の基準別表第1第3章)は適用されず、請求人に対しては、本件各入院の期間中も基準生活費(保護の基

に相当する被服が全くない場合」と同程度に相当する被服が全くない場合と解するのが相当である。

なお、前記1(5)のとおり、請求人は受診の2日後に入院したことが認められるので、2回目の入院にあつては、入院中に使用するベジヤムをあらかじめ用意することが全く不可能であつたとまでは認められないが、2回目の入院に至つて、経常的最低生活費により、あらかじめベジヤムを買いそろえておくことを求めることは請求人にとって過重な負担であつたと言へば、請求人が2回目の入院に当たりベジヤムを用意しなかつたことは、上記判断を左右しない。

(7) よつて、請求人には「入院による臨時的な特別需要があり」、「最低生活に必要不可欠な物質(ベジヤム)を欠いている」と認められ、「緊急やむを得ない場合に当たるから、一時扶助としての被服費が支給される場合に該当すると解すべきである。

(8) 小括
したがつて、本件各ベジヤムについて、被服費を支給しなかつた点において、本件処分は違法であり取消しを免れない。

特別費(第1章第5条)が支給されることとなる。

そして、前記1(3)及び(7)のとおり、本件各利用料金には、本件各ベジヤム代のほかタオル、おしぼり及び寝具の利用料金が含まれているのであるが、これらの物品は、いずれも日常の最低生活に必要なものであるから、こうした物品の購入やリース等に要する費用は、原則として、経常的最低生活費として支給される上記の基準生活費の範囲内できなされるべきものである。

(2) もっとも、「入院等による臨時的な特別需要がある」者について、「最低生活に必要な不可欠な物質を欠いている」と認められる場合と、「緊急やむを得ない場合には一時扶助費を支給することができる」とされ(前記1(3))、「入院を必要とする者が、入院に際し、寝具又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合」には、被服費(4,000円以内)を計上できるとされている(前記2(4))。

(3) この点、請求人は、前記審判団係人の主張の要旨1(2)及び(3)のとおり、要するに、最初の入院は、救急車で搬送され、そのまま緊急に入院したものであること、一人暮らしで、ベジヤム

4 結論
以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による改正前の昭和37年法律第160号(第40条第3項)を適用して、主文のとおり裁決する。

平成28年11月25日
千葉県知事 鈴木 栄治

を自宅に取りに行くことも誰かに届けでもらうこともできなかつたこと、2回目の入院も受診から2日後に入院したもので、入院の準備も満足にできなかったこと、2回目の入院中は、ベジヤムが汚れるため日に何回もベジヤムを取り換えなければならなかつたが、自分では洗濯もできないし、洗濯をしてくれるような家族もいないこと、自宅にあるベジヤムはボロボロであるし、入院患者が着るような前開きのものでもなかつたことなどから、本件各入院中に使用したベジヤムのリース代金については一時扶助費として支給されるべきであるのに、これをいずれも支給しなかつたことと本件処分は違法又は不当である旨主張しているものと解されるので、本件各利用料金について、一時扶助費の支給対象となるかどうか以下検討する。

(4) まず、タオル及びおしぼりについては、そもそもこれらの利用料金を一時扶助費として支給できるとの定めはないから、これを支給しなかつた点については、本件処分は違法又は不当な点は認められない。

また、寝具については、前記1(4)のとおり、保護開始時及び長期入院、入

所後退院、退所した場合には、一時扶助費として支給することができるが、本件はこれらの場合に該当しないことは明らかであるから、寝具の利用料金を支給しなかつた点についても、本件処分は違法又は不当な点は認められない。

(5) 次に、本件ベジヤムについてみると、前記1(2)のとおり、最初の入院は、救急車で搬送されたまま入院したものであることが認められるから、この入院に当たり、ベジヤムを用意することは無理であつたといふべきであり、また、入院中に自ら自宅にベジヤムを取りに戻ることもできなかつたことは明らかであるし、さらに、前記1(1)のとおり、請求人は一人暮らしであることが認められるから、自宅にあるベジヤムを病院に届けてもらうこともおよそ困難であつたといふべきである。

そうすると、前記1(1)のとおり、請求人の自宅には請求人が普段身に付けていたベジヤムがあつたことが認められるのであるが、請求人は、このベジヤムを入院中に使用することができなかつたといふべきであるから、「入院に際し、寝具又はこれに相当する被服が全くない場合」と同視すべき状態にあつ

たか解するのが相当である。

(6) さらに、本件ベジヤムについてみると、前記1(5)のとおり、2回目の入院は30日間という比較的長期間にわたる入院であつたこと、また、前記1(6)のとおり、請求人は、▽病と診断され、□□部切除の手術を受けたことが認められるので、ベジヤムを日に何回も替える必要があつたとの請求人の主張には一定の合理性が認められることから、この入院中、かなりの枚数のベジヤムが必要であつたと認められる。

ところで、前記1(1)のとおり、請求人の自宅には、少なくとも上下4組のベジヤムがあつたことが認められるところ、仮に請求人が自宅にあるベジヤムを入院中に使用するとすれば、ベジヤムが汚れた部屋、洗濯する必要があるが、手術を受けて入院中の請求人が自ら洗濯することは無理であり、請求人は一人暮らしであるから誰かに洗濯を頼むことも困難であつたと認められる。

そうすると、2回目の入院中に、自宅にあつたベジヤムを使用することは困難であつたといふべきであるから、請求人は「入院に際し、寝具又はこれ

<p>質金と社会保険 No1676(2月下旬号)</p> <p>2017年2月25日発行(毎月10日・25日発行)</p> <p>定価 2,160円(年間購読料 51,840円)</p> <p>編集人 浦松洋子・村田悠輔</p> <p>発行所 祐實社編集室</p> <p>東京都武蔵野市御殿山1-6-1 吉祥寺サンクラブ306</p> <p>〒180-0005 0422-26-6604</p> <p>TEL 0422-26-6605</p> <p>FAX yamabuki@za.wakwak.com</p> <p>STAFF yamabuki@za.wakwak.com</p> <p>http://chinsya.net</p>	<p>(次号予告)2017年3月上旬号</p> <p>*ハウジングファーストの人間観と支援アプローチ 【小川秀範】</p> <p>*ニューヨークにおける新しいプロボノへの取り組み 【白木敦士】</p> <p>◆特別児童扶養手当教示義務違反国賠訴訟・大阪高裁判決(平成26年11月27日)</p>	<p>質金と社会保険購読係へ電話かFAXでご一報ください。</p> <p>質金と社会保険購読係</p>
---	---	---